○東北地方整備局告示第百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年八月七日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類　一般国道279号改築工事（むつ南バイパス・青森県むつ市大字田名部字土手内地内から同市大字田名部字内田地内まで及び同市大字田名部字赤川ノ内並木地内から同市大字奥内字大室平地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　青森県むつ市大字田名部字土手内、字斗南岡、字下道、字三本松、字上道、字内田及び字赤川ノ内並木並びに大字奥内字大室平　地内

２　使用の部分　青森県むつ市大字田名部字斗南岡、字内田及び字赤川ノ内並木並びに大字奥内字大室平　地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県むつ市大字田名部字前田地内のむつインターチェンジ（仮称）から同市大字奥内字大室平地内のむつ南インターチェンジ（仮称）までの延長9,010ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道279号改築工事（むつ南バイパス）並びにこれに伴う一般国道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道279号改築工事（むつ南バイパス）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により阻害される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事であるとともに、起業者である青森県は、本件事業について、道路法第74条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道279号（以下「本路線」という。）は、北海道函館市を起点とし、青森県下北郡大間町、むつ市等を経由して、上北郡野辺地町に至る延長130.6㎞の幹線道路である。

本路線が通過する下北郡大間町、むつ市等及びその周辺の地域（以下「下北半島地域」という。）は、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであり、水揚げされた水産品は、主に陸上輸送により首都圏等へ出荷されている。

下北半島地域には、水産品を主たるものとする物流等の通過交通や地域住民等による地域内交通を担う幹線道路として本路線及び一般国道338号があるが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

また、冬期間においては、降雪量が多いことから、堆雪による道路幅員の減少により、大型車等のすれ違いに支障をきたすなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害時等における現道の代替路が確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、既に供用済み又は供用予定である本路線（下北半島縦貫道路）の他の区間等と接続することで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年12月に任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成26年３月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるニホンザル及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているコミズスマシ等が確認されているが、ニホンカモシカ、ニホンザル、オジロワシ及びハヤブサについては、周辺に同様の生息環境が広く存在していることなどから、オオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから、コミズスマシについては、水路の改変は生じないことなどから、それぞれ影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているミチノクナシ等の生育が確認されているが、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、このうち２箇所については試掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る３箇所についても青森県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の東側を通過する申請案のほか、申請案の東側を通過するルート案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は取得必要面積が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、むつ市長を会長とする下北総合開発期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県むつ市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　青森県むつ市大字田名部字斗南岡、字内田及び字赤川ノ内並木並びに大字奥内字大室平　地内